

危険です ながらスマホで 踏むペダル ～自転車を安全に利用しよう～

◎ 自転車運転者講習制度

- 道路における交通の危険を生じさせるおそれのある16種類の危険行為を、3年以内に2回以上繰り返した場合、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を受講しなければなりません。
- 特別な理由がある場合を除いて、自転車運転者講習を受講しなかった場合は、受講命令違反として5万円以下の罰金に処されます。

危険行為（16類型）

- | | |
|------------------|-----------------|
| ①信号無視 | ⑨環状交差点安全進行義務違反等 |
| ②通行禁止道路（場所）の通行 | ⑩一時不停止 |
| ③歩行者道路での徐行違反 | ⑪歩道での歩行者妨害等 |
| ④歩道通行や右側通行等 | ⑫制動装置不良の自転車の運転 |
| ⑤路側帯での歩行者の通行妨害 | ⑬酒気帯び運転等 |
| ⑥遮断踏切への立ち入り | ⑭安全運転義務違反 |
| ⑦交差点優先車妨害（左方優先等） | ⑮携帯電話使用等 |
| ⑧交差点優先車妨害（直進・左折） | ⑯妨害運転 |



中村警察署

052-452-0110



自転車安全利用五則

（令和4年11月1日改正）



- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



iOS端末（iPhone等）



Android端末